

食安検発1011第3号
平成25年10月11日

各検疫所長 殿

検疫所業務管理室長
(公印省略)

米国産大豆の取扱いについて

標記については、基準値を超える残留農薬（フルアジホップ）が検出されたことから、平成25年6月13日付け食安検発0613第1号「米国産大豆の取扱いについて」により、計画輸入の対象品目として取り扱わないこととしたところです。

今般、平成25年10月11日付け食安輸発1011第1号「平成25年度輸入食品等モニタリング計画の実施について」により、モニタリング検査強化が解除されたことから、食品衛生法施行規則第32条第4項各号に該当するおそれがないと判断されるので、当該通知を廃止することとします。

各検疫所においては、昭和61年3月31日付け衛検第91号に基づきその旨を公示するとともに、別記様式第3号に基づき通知した輸入者に対して、本通知内容を情報提供するようよろしくお願いします。